別紙１

経 済 産 業 省

平成２５年１２月２６日

株式会社ライズ
代表取締役　笹井　貞男　殿

経済産業省商務流通保安グループ
鉱 山 ・ 火 薬 類 監 理 官　　名

貴社輸入販売製品の打揚式動物駆逐用煙火「駆除雷」について（要請）

貴社が輸入販売する打揚式動物駆逐用煙火「駆除雷」の使用中に、使用者の手中で製品が破裂し、指を負傷する火薬類の事故が本年１１月、１２月に２件発生しております。

ついては、今月末までに、「駆除雷」の販売先に対し、下記について周知等を行うように要請します。また、平成２６年1月１７日までに、ステンレス製の専用の手持ち用ホルダーの配布の進捗状況及び類似の事故の再発を防止するための対応策の検討を行い、商務流通保安グループ鉱山・火薬類監理官付まで報告することを要請します。

また、打揚式動物駆逐用煙火の火薬類の取扱いに係る事故情報であって、貴社が把握しているものについては、災害発生の防止に向けた措置を速やかに講ずるために、報告することを求めます。

記

１．「駆除雷」の使用中に、持ち手付近が破裂し、指を負傷する火薬類の事故が本年１１月と１２月に２件発生していること。

【平成２５年１１月１３日】
岡山県において、猿の駆逐のため「駆除雷」を専用の手持ち用保護ホルダー（プラスチック製）に入れて消費していたところ、ホルダー内で製品が破裂し、指を負傷した。（1名が軽傷）

【平成２５年１２月１５日】
山口県において、猿の駆逐のため「駆除雷」を専用の手持ち用ホルダーを使用しないで消費していたところ、製品が破裂し、親指と人差指を欠損した。（1名が重傷）

２．「駆除雷」は、原則、地上に固定するなどして使用すること。

３．「駆除雷」を手に持って使用する場合は、ステンレス製の専用の手持ち用ホルダーを用いること。

４．「駆除雷」の使用については、取扱説明書や関連する注意文書等に記載されている使用方法、使用上の注意を遵守するとともに、火薬類の安全な取扱いを心がけること。

５．ステンレス製の専用の手持ち用ホルダーを所持しない場合には、「駆除雷」の使用を中止すること。

６．上記１．～５．を、打揚式動物駆逐用煙火を取り扱う者全員に周知徹底すること。

別紙2

経済産業省

平成２５年１２月２６日

販売事業者　あて

経済産業省商務流通保安グループ
鉱山・火薬類監理官　名

打揚式動物駆逐用煙火の取扱いに係る販売先への周知徹底について（要請）

鳥獣等の動物駆逐に用いられる煙火であって株式会社ライズが輸入販売した打揚式動物駆逐用煙火「駆除雷」の使用中に、持ち手付近が破裂し、指を負傷する火薬類の事故が本年１１月及び１２月に２件発生しています。

当該煙火は、原則地上に固定するなどして使用し、手に持って使用する場合は、専用の手持ち用ホルダーを使用するなど慎重に取り扱うことが必要です。

このため、当省では、今回事故のあった(株)ライズの「駆除雷」に限らず、類似の打揚式動物駆逐用煙火についても、その使用に当たっては下記の点に十分注意するように求め、災害発生の防止に万全を期すこととしました。

つきましては、貴社におかれましては、打揚式動物駆逐用煙火の販売先に対し、下記についての周知徹底を改めて行って頂くとともに、打揚式動物駆逐用煙火の取扱いに係る事故情報で貴社が把握しているものについては、災害発生の防止に向けた措置を速やかに講ずるために、経済産業省へご報告頂きますようお願いいたします。

記

１.「打揚式動物駆逐用煙火」の使用中に、持ち手付近が破裂し、指を負傷する火薬類の事故が本年１１月と１２月に２件発生していること。

【平成２５年１１月１３日】
岡山県において、猿の駆逐のため「駆除雷」を専用の手持ち用保護ホルダー（プラスチック製）に入れて消費していたところ、ホルダー内で製品が破裂し、指を負傷した。（１名が軽傷）

【平成２５年１２月１５日】
山口県において、猿の駆逐のため「駆除雷」を専用の手持ち用ホルダーを使用しないで消費していたところ、製品が破裂し、親指と人差指を欠損した。（１名が重傷）

２．打揚式動物駆逐用煙火は、原則、地上に固定するなどして使用すること。

３．打揚式動物駆逐用煙火を手に持って使用する場合は、専用の手持ち用ホルダーを用いること。

４．打揚式動物駆逐用煙火の使用については、取扱説明書や関連する注意文書等に記載されている使用方法、使用上の注意を遵守するとともに、火薬類の安全な取扱いを心がけること。

５．上記１．～４．を、打揚式動物駆逐用煙火を取り扱う者全員に周知徹底すること。

なお、本件につきましては、平成２５年１２月２６日付けをもってプレス発表を行っています。（経済産業省のホームページを参照下さい。）

別紙3

経済産業省

平成２５年１２月２６日

農林水産省生産局農業環境対策課長　殿

経済産業省商務流通保安グループ鉱山・火薬類監理官

打揚式動物駆逐用煙火「駆除雷」（輸入販売者：(株)ライズ）等の取扱いに係る注意喚起について（周知依頼）

鳥獣等の動物駆逐に用いられる煙火であって株式会社ライズが輸入販売した打揚式動物駆逐用煙火「駆除雷」の使用中に、持ち手付近が破裂し、指を負傷する火薬類の事故が本年１１月及び１２月に２件発生しています。

当該煙火は、原則地上に固定するなどして使用し、手に持って使用する場合は、専用の手持ち用ホルダーを使用するなど慎重に取り扱うことが必要です。

このため、当省では、今回事故のあった(株)ライズの「駆除雷」に限らず、類似の打揚式動物駆逐用煙火についても災害発生の防止に万全を期するため、(株)ライズ及び他の打揚式動物駆逐用煙火の輸入販売事業者に対し、下記の点等について、これら煙火の販売先に周知するよう求めるとともに、環境省、都道府県、公益社団法人日本煙火協会及び一般社団法人日本火薬銃砲商組合連合会に対しても関係者への周知を依頼しました。

つきましては、貴職におかれましては、関係機関を通じ鳥獣被害対策に携わる関係者に対し、下記についての周知徹底をお願いいたします。

記

１.「駆除雷」の使用中に、持ち手付近が破裂し、指を負傷する火薬類の事故が本年１１月と１２月に２件発生していること。

【平成２５年１１月１３日】

岡山県において、猿の駆逐のため「駆除雷」を専用の手持ち用保護ホルダー（プラスチック製）に入れて消費していたところ、ホルダー内で製品が破裂し、指を負傷した。（１名が軽傷）

【平成２５年１２月１５日】
　山口県において、猿の駆逐のため「駆除雷」を専用の手持ち用ホルダーを使用しないで消費していたところ、製品が破裂し、親指と人差指を欠損した。（１名が重傷）

２.「駆除雷」は、原則、地上に固定するなどして使用すること。

３.「駆除雷」を手に持って使用する場合は、ステンレス製の専用の手持ち用ホルダーを用いること。

４．当該煙火に限らず、類似の打揚式動物駆逐用煙火の使用については、取扱説明書に記載されている使用方法、使用上の注意を遵守するとともに、火薬類の安全な取扱いを心がけること。

なお、本件につきましては、平成２５年１２月２６日付けをもってプレス発表を行っています。（経済産業省のホームページを参照下さい。）

別紙4

経済産業省

平成２５年１２月２６日

環境省自然環境局野生生物課長　殿

経済産業省商務流通保安グループ鉱山・火薬類監理官

打揚式動物駆逐用煙火「駆除雷」（輸入販売者：(株)ライズ）等の取扱いに係る注意喚起について（周知依頼）

鳥獣等の動物駆逐に用いられる煙火であって株式会社ライズが輸入販売した打揚式動物駆逐用煙火「駆除雷」の使用中に、持ち手付近が破裂し、指を負傷する火薬類の事故が本年１１月及び１２月に２件発生しています。

当該煙火は、原則地上に固定するなどして使用し、手に持って使用する場合は、専用の手持ち用ホルダーを使用するなど慎重に取り扱うことが必要です。

このため、当省では、今回事故のあった(株)ライズの「駆除雷」に限らず、類似の打揚式動物駆逐用煙火についても災害発生の防止に万全を期するため、(株)ライズ及び他の打揚式動物駆逐用煙火の輸入販売事業者に対し、下記の点等について、これら煙火の販売先に周知するよう求めるとともに、農林水産省、都道府県、公益社団法人日本煙火協会及び一般社団法人日本火薬銃砲商組合連合会に対しても関係者への周知を依頼しました。

つきましては、貴職におかれましては、関係機関を通じ鳥獣被害対策に携わる関係者に対し、下記についての周知徹底をお願いいたします。

記

１.「駆除雷」の使用中に、持ち手付近が破裂し、指を負傷する火薬類の事故が本年１１月と１２月に２件発生していること。

【平成２５年１１月１３日】
岡山県において、猿の駆逐のため「駆除雷」を専用の手持ち用保護ホルダー（プラスチック製）に入れて消費していたところ、ホルダー内で製品が破裂し、指を負傷した。（１名が軽傷）

【平成２５年１２月１５日】
　山口県において、猿の駆逐のため「駆除雷」を専用の手持ち用ホルダーを使用しないで消費していたところ、製品が破裂し、親指と人差指を欠損した。（１名が重傷）

２．「駆除雷」は、原則、地上に固定するなどして使用すること。

３．「駆除雷」を手に持って使用する場合は、ステンレス製の専用の手持ち用ホルダーを用いること。

４．当該煙火に限らず、類似の打揚式動物駆逐用煙火の使用については、取扱説明書に記載されている使用方法、使用上の注意を遵守するとともに、火薬類の安全な取扱いを心がけること。

なお、本件につきましては、平成２５年１２月２６日付けをもってプレス発表を行っています。（経済産業省のホームページを参照下さい。）

別紙5

経 済 産 業 省

20131224 商局第 3 号
平成２５年１２月２６日

都道府県知事　あて

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官

打揚式動物駆逐用煙火「駆除雷」（輸入販売者：(株)ライズ）等の取扱いに係る注意喚起について（周知依頼）

鳥獣等の動物駆逐に用いられる煙火であって株式会社ライズが輸入販売した打揚式動物駆逐用煙火「駆除雷」の使用中に、持ち手付近が破裂し、指を負傷する火薬類の事故が本年１１月及び１２月に２件発生しています。

当該煙火は、原則地上に固定するなどして使用し、手に持って使用する場合は、専用の手持ち用ホルダーを使用するなど慎重に取り扱うことが必要です。

このため、当省では、今回事故のあった(株)ライズの「駆除雷」に限らず、類似の打揚式動物駆逐用煙火についても災害発生の防止に万全を期するため、(株)ライズ及び他の打揚式動物駆逐用煙火の輸入販売事業者に対し、下記の点等について、これら煙火の販売先に周知するよう求めるとともに、農林水産省、環境省、公益社団法人日本煙火協会及び一般社団法人日本火薬銃砲商組合連合会に対しても関係者への周知を依頼しました。

つきましては、貴職におかれましては、関係機関を通じ鳥獣被害対策に携わる関係者に対し、下記についての周知徹底をお願いいたします。

記

１.「駆除雷」の使用中に、持ち手付近が破裂し、指を負傷する火薬類の事故が本年１１月と１２月に２件発生していること。

【平成２５年１１月１３日】
岡山県において、猿の駆逐のため「駆除雷」を専用の手持ち用保護ホルダー（プラスチック製）に入れて消費していたところ、ホルダー内で製品が破裂し、指を負傷した。（１名が軽傷）

【平成２５年１２月１５日】
山口県において、猿の駆逐のため「駆除雷」を専用の手持ち用ホルダーを使用しないで消費していたところ、製品が破裂し、親指と人差指を欠損した。（１名が重傷）

２．「駆除雷」は、原則、地上に固定するなどして使用すること。

３．「駆除雷」を手に持って使用する場合は、ステンレス製の専用の手持ち用ホルダーを用いること。

４．当該煙火に限らず、類似の打揚式動物駆逐用煙火の使用については、取扱説明書に記載されている使用方法、使用上の注意を遵守するとともに、火薬類の安全な取扱いを心がけること。

なお、本件につきましては、平成２５年１２月２６日付けをもってプレス発表を行っています。（経済産業省のホームページを参照下さい。）

別紙6

経済産業省

20131224 商局第 3 号
平成２５年１２月２６日

関係団体の長　あて

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官　名

打揚式動物駆逐用煙火「駆除雷」（輸入販売者：(株)ライズ）等の取扱いに係る注意喚起について（周知依頼）

鳥獣等の動物駆逐に用いられる煙火であって株式会社ライズが輸入販売した打揚式動物駆逐用煙火「駆除雷」の使用中に、持ち手付近が破裂し、指を負傷する火薬類の事故が本年１１月及び１２月に２件発生しています。

当該煙火は、原則地上に固定するなどして使用し、手に持って使用する場合は、専用の手持ち用ホルダーを使用するなど慎重に取り扱うことが必要です。

このため、当省では、今回事故のあった(株)ライズの「駆除雷」に限らず、類似の打揚式動物駆逐用煙火についても災害発生の防止に万全を期するため、(株)ライズ及び他の打揚式動物駆逐用煙火の輸入販売事業者に対し、下記の点等について、これら煙火の販売先に周知するよう求めるとともに、農林水産省、環境省、都道府県に対しても関係者への周知を依頼しました。

つきましては、貴協会（又は貴連合会）におかれましては、傘下の会員に対し、下記についての周知徹底をお願いいたします。

記

１.「打揚式動物駆逐用煙火」の使用中に、持ち手付近が破裂し、指を負傷する火薬類の事故が本年１１月と１２月に２件発生していること。

【平成２５年１１月１３日】

岡山県において、猿の駆逐のため「駆除雷」を専用の手持ち用保護ホルダー（プラスチック製）に入れて消費していたところ、ホルダー内で製品が破裂し、指を負傷した。（１名が軽傷）

【平成２５年１２月１５日】
　山口県において、猿の駆逐のため「駆除雷」を専用の手持ち用ホルダーを使用しないで消費していたところ、製品が破裂し、親指と人差指を欠損した。（１名が重傷）

２．打揚式動物駆逐用煙火は、原則、地上に固定するなどして使用すること。

３．打揚式動物駆逐用煙火を手に持って使用する場合は、専用の手持ち用ホルダーを用いること。

４．打揚式動物駆逐用煙火の使用については、取扱説明書や関連する注意文書等に記載されている使用方法、使用上の注意を遵守するとともに、火薬類の安全な取扱いを心がけること。

５．上記１．～４．を、打揚式動物駆逐用煙火を取り扱う者全員に周知徹底すること。

６．打揚式動物駆逐用煙火の取扱いに係る事故情報で把握しているものについては、災害発生の防止に向けた措置を速やかに講ずるために、経済産業省へ報告すること。

なお、本件につきましては、平成２５年１２月２６日付けをもってプレス発表を行っています。（経済産業省のホームページを参照下さい。）

(参考)

★　必ずお読み下さい

5連発　動物駆逐用煙火(駆除雷)　取扱説明書

※用途　　動物の駆逐

※仕様

直径	2cm
長さ	40cm
薬量	10g以下

※ 使用方法
1. 内筒(発音薬)が高さ30mに連続して5発打ち揚がりますので、燃え易い物に向けて使用しない。
2. 垂直に固定し、導火線の先端に火をつけ、素早く5m以上離れる。(専用ホルダーを使用する場合を除く)
3. 点火にはマッチ・ライターを使用しない。(ターボライター・線香等を使用)
4. 不発があった場合には速やかに回収する。

※使用上の注意

※ <u>煙火消費保安手帳(動物駆逐用従事者手帳)を持っている人のみが使用できる(煙火保安手帳のない方への譲渡又、使用はできません)。</u>

・この花火の使用目的は、動物駆逐用のみです。
・手に持ったままで点火しないでください。(専用ホルダーを使用する場合は除く)
・複数同時に火をつけないでください。
・人及び引火する危険がある方向に向けないでください。
・導火線の異常、筒の変形、不発、水濡れ等が見られた場合は使用を中止し返品してください。

・<u>点火したらすぐに5m以上離れて下さい。</u>
　風が強くなったら使用しない。
・上空で大きな音がするので周囲に配慮してください。
・決してのぞかないでください。
・風下には立たないでください。
・火薬使用・危険・正しく使い分解しないでください。
・バケツに水を用意し、火災予防に備える。
・使用後も筒を燃やさないで下さい。
・子供の手の届かない所に保管して下さい。
・譲渡する場合は、この取扱説明書を添付し、使用する者は必ず内容を確認して下さい。

輸入元
販売元　株式会社　ライズ

〒701-1462　岡山県岡山市北区大井1736
TEL:086－295－1179